

はしがき

生田勝義先生はこのたびめでたく七〇歳の誕生日をお迎えになった。わたくしどもは、これを心からお祝い申し上げるとともに、先生の多年にわたる刑事法学の諸領域でのご活躍を思い返し、それぞれの問題関心に引き付けて、刑事法学の諸問題に関する論文集を作成し、生田先生の古稀をお祝いして献呈することを計画した。わたくしどもの意図は幸いにも多数の研究者・実務家の方々のご賛同を得ることができ、また法律文化社の絶大なご協力を得て、ここに本書を発刊する運びとなった。

生田先生は、一九四四年一月二五日、淡路島にお生まれになり、兵庫県立津名高校を経て大阪大学法学部へと進まれ、優秀な成績で同学部を卒業後は同大学大学院法学研究科において刑事法研究者としてのスタートを切られ、一九七三年四月、佐伯千仞先生の後任として立命館大学法学部に着任されたのである。それ以降、二〇一〇年四月に定年をもって一旦退職されたが、引き続き特任教授として立命館大学法学部と同大学大学院法学研究科ならびに同大学法科大学院での教育に携わられ、じつに四〇年余にわたって研究と教育とに多大の貢献を重ねてこられ、今日なお若々しい情熱を傾注され続けておいである。

この間に先生の公表された研究業績は、巻末に収めた「業績目録」に見るように、多数かつ多分野にわたっているが、その端緒に置かれたものは、近代刑法の基本原理の一つである行為原理 (Tatprinzip) の復権を図り、その豊富な内容と今日におけるその機能を含む、その全体像を明らかにしようとする企図であったように思われる。そして、

長年にわたるご研究のひとつの到達点が、現代のわが国の法現象を見据えての、市民の自由と安全の確保を基本原理とする刑法の諸問題の再構成という課題の提起である。

刑事法学の各領域での先生のご研究に刺激され、また重厚なご業績に多くを学んだ者はきわめて広範囲に及んでいる。直接に立命館大学などの教室において、また各種研究会などを通じて、先生の指導を受け、あるいは発表される先生の研究成果に導かれて、研究者あるいは各分野の実務家となった者も膨大な数に上る。

今回、先生の古稀を祝賀する論文集としての本書に寄せられた多数の論稿は、大別して、

第Ⅰ部 自由と安全と刑法、

第Ⅱ部 現代社会と刑法解釈、

第Ⅲ部 人権保障と刑事手続、そして

第Ⅳ部 人間の尊厳と刑事政策、といった分野の諸問題を扱ったものであるが、そのいずれもが、生田先生のご研究に深く関係する内容である。その結果、本書は先生の果たしてこられた研究と教育の双方での大きな役割、そのご足跡を、あらためて振り返る機会ともなると期待したい。

わたくしどもは、長年にわたり研究上の刺激を与え続けていただいたばかりでなく、このたびは日頃の考察を論文として取りまとめる機会を与えていただいたということでも、この論文集に寄稿された多くの研究者・実務家の方々とともに、生田先生にあらためてのお礼を申し上げます。

先生は、教育と研究の両面でもまことに活躍中であることから、また日常のお元気なお姿からも、とても「古来稀れ」なお年だとは信じられないが、今後ますますご健康に留意され、刑事法学のいつその発展と後進の育成のためにご活躍されるよう、心から願ってやまない。

二〇一四年七月二〇日

編集委員

浅田 和茂
上田 寛
松宮 孝明
本田 稔
金 尚均